

(様式2)

地方自治法(昭和22年4月17日法律第67号)第234条第2項、地方自治法施行令(昭和22年5月3日政令第16号)第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年1月11日

横浜市契約事務受任者  
横浜市中区長 小林 英二

1 契約の概要

中区野毛町地区緊急下水道工事について

2 履行(納品)場所

中区野毛町2丁目81番地先

3 契約日

令和5年11月17日

4 履行日又は履行期間

令和5年11月17日から令和5年12月28日まで

5 契約金額

¥1,188,000

6 契約の相手方(名称及び所在)

株式会社大山組建材 代表取締役 大山 宏治

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本工事は取付管が破損したため緊急修理を行うものであり、早急に取付管の修繕を行わないと重大な浸水被害を引き起こすおそれがあり、安全確保のために緊急を要したため、随意契約としました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急的な対応であり、見積もり合わせ等を行うことが出来ないため、下記条件を満たす、株式会社大山組建材との契約としました。

- ・緊急的な対応であるため、直ちに着手可能であること。
- ・社団法人横浜建設業協会に所属していること。
- ・執行状況等から判断し、対応可能と思われること。
- ・付近での施工実績を持っていること。

9 所管課

中区中土木事務所 総括監督員 仲田 朋生